別記様式を次のように改める。

別記様式（第五条関係）

（表面）

第　　号

統計法第15条の規定による立入検査証

写真	基幹統計調査の名称 職名及び氏名 生年月日　　年　　月　　日 上記の者は、統計法第15条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。 有効期限　　年　　月　　日

年　　月　　日

行政機関の長　　印

政府統計

（裏面）

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

第15条　行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第61条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

二　第15条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○総務省令第二十六号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第三項及び第七条第四号並びに電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第一条及び第二十二条の規定に基づき、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「申請の年月日」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　申請の年月日

二　外国人住民（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。第十六条において同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。第十六条において同じ。）が記載されている場合にあっては、当該通称

第五条第一項第一号中「旅券」という。）」の下に「、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）、同法第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）」を加え、「、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書（以下「外国人登録証明書」という。）」及び「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

第六条第一項第一号中「旅券」の下に「、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書」を加える。

第十六条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該電子証明書に係る外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、当該通称

第三十二条第二項第一号及び第三項第一号並びに第三十三条第二項第一号及び第三項第一号中「旅券」の下に「、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書」を加え、「、外国人登録証明書」を削る。

別表中「運転免許証」の次に「運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）」を加え、「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に改める。

附　則

第一条　この省令は平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条第一項第一号、第三十二条第二項第一号及び第三項第一号並びに第三十三条第二項第一号及び第三項第一号の改正規定並びに附則第二条の規定　平成二十四年七月九日

二　第四条及び第六条第一項第一号の改正規定並びに第十六条第二項に一号を加える改正規定　平成二十五年七月八日

第二条　この省令による改正後の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（以下この条及び次条において「新規則」という。）第五条第一項第一号、第六条第一項第一号、第三十二条第二項第一号及び第三項第一号並びに第三十三条第二項第一号及び第三項第一号の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七